

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和5年第3回定例会提出予定議案の説明

(7) 議案第89号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

資料1 議案第89号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

資料2 新旧対照表

令和5年6月7日

健康福祉局

議案第 89 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 5 年厚生労働省令第 48 号）
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 5 年厚生労働省令第 48 号）

2 条例の主な改正内容

- (1) 上記 1（1）に伴い、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所における食事の提供に要する費用等に係る規定の整備を行うもの
「基準省令」→「基準府令」
「厚生労働大臣が定める」→「こども家庭庁長官が定める」
- (2) 上記 1（2）に伴い、児童発達支援管理責任者に係る規定の整備を行うもの
「厚生労働大臣が定める」→「こども家庭庁長官が定める」

3 施行期日

公布の日から施行

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第54号 (従業者及びその員数)</p>	<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第54号 (従業者及びその員数)</p>
<p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者として <u>子ども家庭庁長官</u> が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀（かく）痰（たん）吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>基準府令</u>」という。）第5条第2項に規定する <u>子ども家庭庁長官</u> が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者として <u>厚生労働大臣</u> が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀（かく）痰（たん）吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>基準省令</u>」という。）第5条第2項に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>3～8 (略) (通所利用者負担額の受領)</p> <p>第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所にあつては、第1号を除く。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用</p> <p>(2) 日用品費</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、<u>基準府令</u>第23条第4項の規定により<u>こども家庭庁長官</u>が定めるところによるものとする。</p>	<p>3～8 (略) (通所利用者負担額の受領)</p> <p>第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所にあつては、第1号を除く。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用</p> <p>(2) 日用品費</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、<u>基準省令</u>第23条第4項の規定により<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p>
<p>5・6 (略) (通所利用者負担額の受領)</p> <p>第68条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から次に掲げる額の支払を受けるものとする。</p>	<p>5・6 (略) (通所利用者負担額の受領)</p> <p>第68条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から次に掲げる額の支払を受けるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</p> <p>(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</p> <p>3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用</p> <p>(2) 日用品費</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、<u>基準府令</u>第60条第4項の規定により<u>こども家庭庁長官</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</p> <p>(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</p> <p>3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用</p> <p>(2) 日用品費</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、<u>基準省令</u>第60条第4項の規定により<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>